

日本意匠分類表の見方

【平成17年1月1日施行版・平成19年4月1日施行版】

平成19年7月
意匠課

1. はじめに

日本意匠分類(平成17年1月1日施行版)は、グループ、大分類、小分類から構成され、小分類より下位に意匠ファセットターム(Dターム)記号を設けます。Dタームは、グループ、大分類、小分類、Dターム記号から構成されます。

日本意匠分類(平成19年4月1日施行版)は、グループ、大分類、小分類、画像意匠分類から構成され、小分類より下位に意匠ファセットターム(Dターム)記号を設けます。Dタームは、グループ、大分類、小分類、Dターム記号から構成されます。

Dターム記号は分類の一部を構成するものではありませんが、意匠分類と一体で使用するものであるため、分類利用者の便宜を図るために、分類一覧表には意匠分類とDタームとを併せて掲載しました。

2. Dタームの表示右横に記載されている「*」「@」マークについて

「* (アスタリスク)」マーク = 選択的Dターム

同じアスタリスク番号のDタームから1つだけ付与

【説明】Dタームは、還俗、該当するものはすべて付与しますが、例外的に、複数のターム間で付与の優先順位を設けていたり、排他的に付与したりするDタームについてはアスタリスク(*)マークを付けています。

「@」マーク = 全件付与Dターム

同じ@マーク番号のDタームから必ず1つ以上付与

3. 対応する日本意匠分類(昭和58年施行版)について

- ・分類記号の最後に「一部」と記載されている場合は、その旧分類の一部が移行されます。
- ・特に記載がない場合は、その分類(昭和58年施行版)の全てが移行されます。
- ・分類(昭和58年施行版)からみた分類(平成17年1月1日施行版)への移行先は「日本意匠分類新旧対照表」を参照して下さい。

4 . 「再掲載分類」について

分類体系からすると、当該分類に当然設けられている（含まれる）べき分類項目または物品が、審査の都合等の理由で、他の分類に併合または展開されている場合に、併合・展開先の分類記号を、当該分類の本来あるべき位置に表示したものです。